

養老町空家・空き地情報提供制度要綱

平成29年12月26日

告示第221号

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町における空家・空き地の有効活用を通して、住環境の確保及び定住促進による地域の活性化を図るため、空家・空き地情報提供制度（以下「空家・空き地バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が住居を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 空き地 個人が現に活用居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する宅地（登記上の地目）をいう。ただし、民間事業による賃貸、売買等を目的とする土地を除く。
- (3) 所有者等 空家又は空き地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空家・空き地バンク 空家又は空き地の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込を受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空家又は空き地の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部（以下「協会」という。）が養老町空家・空き地バンク事業の実施に関する協定運用細則（令和5年4月10日締結）に基づき選定した宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家・空き地バンク以外による空家又は空き地の取引を妨げるものではない。

2 養老町暴力団排除条例（平成24年養老町条例第2号）第2条第2号に定める暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者は、空家・空き地バンクを利用することができない。

（空家・空き地バンクの登録申込等）

第4条 空家・空き地バンクに登録しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる事項の全てに同意した上、空家・空き地バンク登録申込書兼同意書（様式第1号）、空家・空き地バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）、空家・空き地情報の公開に関する承諾書（様式第3号）及び養老町空家・空き地バンク登録に関する誓約書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 協力事業者に対し、登録申込書に記載された個人情報を提供すること。
- (2) 前号の協力事業者と媒介契約を締結すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは空家・空き地バンク登録台帳（様式第5号。以下「登録台帳」という。）に登録をしなければならない。ただし、当該空家又は空き地が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該所有者等に町税及びこれに準ずる納付金の滞納があるとき。
- (2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (3) 申込者が防災、衛生、景観等の観点から適切に管理していること。
- (4) 未登記でないこと。
- (5) 申込者以外に所有者等が存在するときは、全ての所有者等が売却及び賃貸借、空家・空き地バンクの利用に承諾していること。

(6) 所有権等の権利関係に争いがないこと。

(7) 宅地建物取引業者と媒介契約を締結している空家又は空き地でないこと。

(8) その他町長が空家・空き地バンクへの登録が適当でないと認めたもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家・空き地バンク登録完了通知書（様式第6号）により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空家又は空き地で、空家・空き地バンクの活用が適当と認められる所有者等に対して空家・空き地バンクへの参加を勧めることができる。

5 第3項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

（協力事業者の選定等）

第5条 町長は、前条の規定による登録申込みがあったときは、協会に対し協力事業者の選定を依頼するものとする。

2 協会は、前項の規定による依頼を受けた後、協力事業者の選定を行い、町長に届出を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、空家・空き地バンク協力事業者通知書（様式第7号）により、協力事業者を指定し、協力事業者について申込者に通知するものとする。

（媒介契約等）

第6条 前条第3項の規定により協力事業者の指定を受けた申込者は、指定された協力事業者と速やかに媒介契約を締結するものとする。

2 協力事業者は、前項の規定により媒介契約を締結したときはその旨を、媒介契約を締結することができなかったときはその理由を町に報告するものとする。

（空家及び空き地に係る登録事項の変更・取消の届出）

第7条 第4条第3項の規定による登録完了通知書の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空家・空き地バンク登録変更届出書（様式第8号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

2 登録者が登録を取消しする場合は、空家・空き地バンク登録取消願書（様式第9号。以下「登録取消願書」という。）を町長に提出しなければならない。

（空家・空き地バンクの登録の取消）

第8条 町長は、登録台帳に登録された空家又は空き地（以下「登録物件」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録物件の登録を登録台帳から削除するとともに、空家・空き地バンク取消通知書（様式第10号）により登録者に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 登録取消願書の提出があったとき。
- (3) 第6条第1項の媒介契約が登録者の申出により解除されたとき。
- (4) 第4条第5項の規定による登録の有効期限までに登録者が再登録の手続をしなかったとき。
- (5) 第13条の規定による報告があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録を適当でないと認めたとき。

（空家及び空き地情報の公開）

第9条 町長は、第6条第1項の規定により媒介契約の締結を確認し、必要な調査等を完了したときは、登録台帳に記載された情報（以下「登録情報」という。）のうち必要な事項を町のホームページ等に掲載し公開するものとする。

（空家・空き地バンクの利用要件）

第10条 空家又は空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。

- (1) 空家・空き地の購入又は賃貸を希望する者で、定住し、又は定期的に滞在する予定の者であること。
- (2) 養老町の自然環境、生活文化等に関する理解を深め地域住民と協調して生活できる者
- (3) 町税及びこれに準ずる納付金の滞納がない者
- (4) 空家・空き地の周辺における迷惑行為、ごみの放置その他不適当と認められる活動を行おうとしない者

(利用の申込等)

第11条 利用希望者は、空家・空き地バンク利用申込書（様式第11号）及び養老町空家・空き地バンク利用に関する誓約書（様式第12号）に希望する登録物件の登録番号（第5条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込みがあった場合には、協力事業者へ報告するものとする。
- 3 協力事業者は、前項の規定による報告を受けた場合には、速やかに登録者にその旨を報告するものとする。
- 4 登録者は、前項の規定による報告を受けた場合には、申込みがあった利用希望者と交渉するか否かを決定し、町長に対しその旨を回答するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空家及び空き地に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 登録物件の利用希望者は、第6条第1項の規定により媒介契約を締結した協力事業者と売買、賃貸借等の交渉を行うものとする。

(売買成立の報告)

第13条 登録者は、登録物件について売買、賃貸借が成立したときは、速やかに空家・空き地バンク売買・賃貸借報告書（様式第13号）により、町長に報告しなければならない。

（個人情報保護）

第14条 空家・空き地バンクに登録された個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。